

公共柵設置依頼の申請書受理を再開します

1

社会情勢により、公共柵の供給不足となっていましたが、供給状況が回復傾向にあることから設置依頼書の受理を再開します。

2

ただし、供給状況が不安定であるため、設置依頼書の提出時に同意書の提出が必要になります。
様式は町HPを確認ください。

3

お急ぎの場合は、自営工事を案内しております。
申請者が自ら行った工事は、「自営工事」となります。町が費用負担することはできません。